

倫理委員会ホームページに関する申し合わせ

2003年7月16日制定

1. 倫理委員会ホームページの運用にあたっては、広報情報委員会ホームページ委員会の規定および指導に従う。
2. 倫理委員会ホームページの掲載内容の変更には委員長の承認を必要とする。
3. 倫理委員会ホームページの掲載内容を変更した委員は全委員にその旨を通知する。
4. 倫理委員会ホームページの掲載内容について、委員会は学会員と学会外部からの意見を受け付ける。意見が提出された場合は、それへの対応は委員会で決定する。
5. 倫理委員会ホームページの掲載内容については、著作権やプライバシーに十分配慮する。
6. 倫理委員会ホームページには委員名簿を掲載する。掲載内容については委員個人の意見を尊重する。
7. 倫理委員会ホームページには委員会開催案内を掲載する。
8. 倫理委員会ホームページには委員会議事要旨を掲載する。
9. 本申し合わせの改正には委員の過半数の賛成を必要とする。